A. 保有する情報の洗い出し

1 社内の情報を把握してますか？

- 社内の情報は、紙、電子データだけでなく、従業員が記憶したノウハウ、工場ライン、金型、試作品等も重要な情報です。
- 情報をリストにするなど「見える化」し、社内の財産として把握しましょう。
- 情報を整理整頓すれば、情報が共有化され、そこに従業員のアイデアが加わって情報の価値が高まります。 【→2章2−1】

B. 秘密とする情報の決定

1 大事な情報を見つけましたか？

- 「情報が生み出す経済価値は？」「漏えいしたときの損失はどの程度？」「他社から預かっている情報？」といった視点で、その情報がどれだけ大事か見極めましょう。 【→2章2−1】

2 大事な情報の活用方法は？

＜秘密？公開？＞
- 技術情報なら、標準化、特許化、ノウハウ管理などのうち、自社の強みが発揮できる活用方法は？
- 顧客情報は、個人情報保護法など法令に基づく管理が必要です。 【→2章2−2】

企業の情報活用の例
（機械メーカーA社のある機械に関する技術情報）

公開	秘密
機械の動作性能評価方法【標準】 部品構造（他者が容易に把握可）【特許】	生産プロセス 素材配合

＜管理と有効利用とのバランスが大事＞
- 社内で秘密として保持する情報（秘密情報）が見つかったら、管理方法を考えましょう。
- 一方で、秘密情報だからといって施錠した金庫にしまったら有効利用できません。バランスが大事です。 【→3章3−1、3−2】

C. 情報に応じた対策の選択と決定

1 「近寄りにくくする対策」をしましょう

＜アクセス権の範囲は適切ですか？＞
- 秘密情報にアクセスできる者は最小限にして漏えいリスクを少なくしましょう。

＜必要以上に秘密情報を渡してませんか？＞
- 秘密情報だと決めたら、取引先から図面・金型、工程サンプル、工場内部などを見せるように要請があっても、開示できない旨を伝えましょう。

＜不必要にネットにつなげていませんか？＞
- インターネット経由で情報が外部へ漏えいする可能性があります。秘密情報を保存したPCをインターネットにつながないことも一案です。

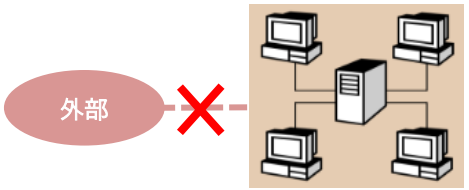

- インターネットにつなぐ場合は、サイバーセキュリティ対策として、少なくとも以下は対応しましょう。

□ アンチウィルスソフトを導入
□ ソフトは最新版にアップデート
□ ファイアーウォールを設定

【→3章3−4「接近の制御」】

2 「持出しを困難にする対策」をしましょう

- 例えば、私物USBメモリの社内使用を禁止することで、秘密情報の社外への持出しを難しくすることができます。 【→3章3−4「持出し困難化」】

3 「漏えいが見つかりやすい」環境としましょう

- 秘密情報を取り扱う場所のレイアウトを工夫したり、防犯カメラを設置するなどの対策が考えられます。
- 防犯カメラの設置は、従業員の行為の正当性を証明するのにも役立ちます。 【→3章3−4「視認性の確保」】

4 秘密情報に対する認識を高めましょう

＜どれが秘密情報？＞
- 秘密情報なのか、一目で、分かるように表示しましょう。

＜秘密情報管理をみんなで共有しましょう＞
- 情報は日々変わっていきます。それに応じて秘密情報の取扱い方法についてみんなで話し合って共有しましょう。
- 情報の取扱い方法について、ルール化することも一案です。 【→3章3−4「秘密情報に対する認識向上」】

5 社員のやる気を高めましょう

＜社員のモチベーションは高いですか？＞
- 社員のやる気は業績アップだけでなく、漏えい対策にもつながります。
- ワークライフバランス、社内のコミュニケーション、従業員の能力の多面的な評価など、もう一度見直してみましょう。 【→3章3−4「信頼関係の維持・向上等」】

こうした対策に加えて、他社の秘密情報に係る紛争に巻き込まれて困らないようにするために、日頃から以下の対策を講じることも重要です。

- 万が一、紛争に巻き込まれてしまったときのために、自社の独自情報の作成過程の記録を、メールや文書の形できちんと保存しておきましょう。
- 他社から情報を受け取るときは、自社の情報としっかり分けてして管理しましょう。 【→5章5−1、5−2】

参考資料2

秘密情報の取扱いチェック項目

経済産業省

＜相談窓口等＞

INPIT （(独)工業所有権情報・研修館）
営業秘密・知財戦略相談窓口 【営業秘密110番】

自社の情報が漏れてしまったかも？と思ったときはこちらの窓口にご相談下さい。その他、営業秘密管理や知財戦略に関するご相談も、知的財産戦略アドバイザーや知財専門家が無料で応じます。

営業秘密・知財戦略ポータルサイト:　http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/index.html

相談窓口：03-3581-1101(内線3844)、 trade-secret@inpit.jpo.go.jp
平日9:00－17:45(受付17:30まで)

・全国47都道府県の知財総合支援窓口 ： http://chizai-portal.jp/
全国共通ナビダイヤル　0570－082100　でお近くの支援窓口につながります。

※営業秘密・知財戦略相談窓口は、知財総合支援窓口と連携しています。

IPA(（独）情報処理推進機構）
情報セキュリティ安心相談窓口

コンピュータウィルス及び不正アクセスなどの情報セキュリティに関する技術的なご相談はこちらをご確認ください。
https://www.ipa.go.jp/security/anshin/

IPA 情報セキュリティ 安心相談窓口 マルウェアと不正アクセス

全国都道府県警察　営業秘密侵害事犯窓口

自社の情報漏えいに対して刑事的措置を検討するときには、各都道府県警察本部の不正競争防止法違反（営業秘密侵害事犯）を担当する課（生活経済課、生活環境課など）にご相談ください。
※各都道府県の連絡先は、ハンドブックにも掲載しています。

＜連絡先＞

経済産業省 知的財産政策室　03-3501-3752

経済産業省のHPでは、「秘密情報の保護ハンドブック」「営業秘密管理指針」をはじめ、“不正競争防止法”の関連情報を掲載しております。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html

知的財産政策室　検索